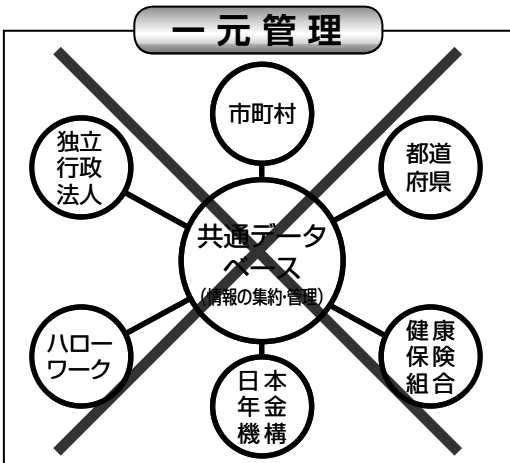
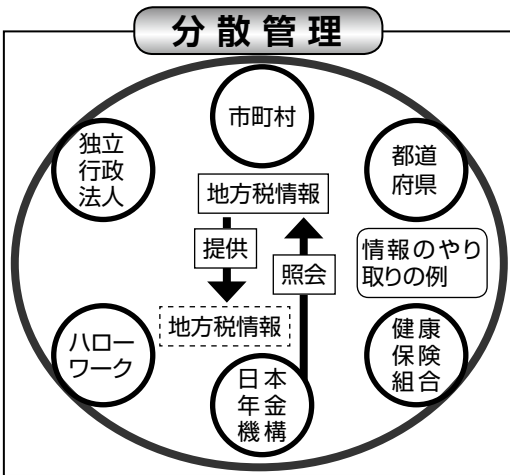


**個人情報安心・安全を
確保します**

マイナンバーの導入を検討していた段階で、個人情報が外部に漏れるのではないかと、他人のマイナンバーでなりすましが起こるのではないかと、といった懸念の声もありました。そこで、マイナンバーを安心・安全にご利用いただくために、制度面とシステム面の両方から個人情報を保護するための措置を講じています。

制度面の保護措置としては、法律に規定があるものを除いて、マイナンバーを含む個人情報を収集したり、保管したりす



ることを禁止しています。また、特定個人情報保護委員会という第三者機関が、マイナンバーが適切に管理されているか監視・監督を行います。さらに法律に違反した場合の罰則も、従来より重くなっています。

システム面の保護措置としては、個人情報を一元管理するのではなく、従来通り、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理します。また、行政機関間で情報のやりとりをするときも、マイナンバーを直接使わないようにしたり、システムにアクセスできる人を制限したり、通信する場合は暗号化を行います。

**自分の個人情報かどのよう
にやりとりされているか確
認できるようにします**

マイナンバーを使って自分の個人情報がどのようにやりとりされているか、ご自身で記録を確認いただける手段として、平成29年1月から「情報提供等記録開示システム」が稼働する予定です。

情報提供等記録開示システムの機能の詳細はマイナンバーを含む自分の個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか確認できる機能のほか、以下のような機能が入る予定です。

- ・ 行政機関などが持っている自分の個人情報の内容を確認できる機能
- ・ 行政機関などから一人一人に合った行政サービスなどのお知らせが来る機能
- ・ 行政機関などへの手続を電子的に一度で済ませることができきる機能

**カードが配布されるの？
使い道は？**

平成27年10月に、みなさまにマイナンバーを通知するための通知カードが配布されます。

また、平成28年1月以降には、様々なことに利用出来る個人番号カードが申請により交付されます。

通知カード

通知カードは、紙製のカードを予定しており、券面に氏名、住所、生年月日、性別(基本4情報)、マイナンバーが記載されたものになります。

通知カードは全ての方に送られますが、顔写真が入っていないので、本人確認のときには、別途顔写真が入った証明書などが必要になります。

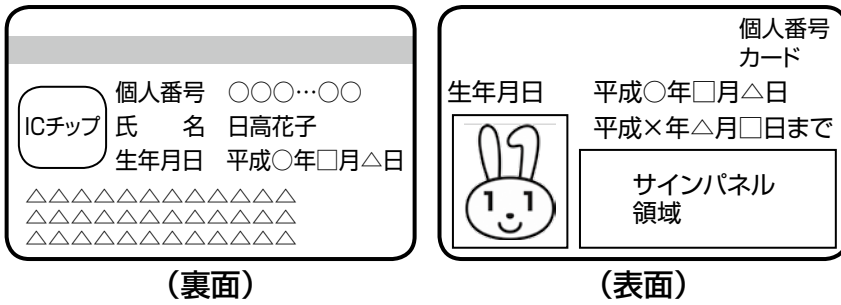
通知カード (案)

個人番号	〇〇〇…〇〇〇
生年月日	〇年〇月〇日
性別	女
氏名	日高花子
住所	和歌山県日高町…

■個人番号カード

個人番号カードは、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーなどが記載され、本人の写真が表示されます。平成27年10月に通知カードでマイナンバーが通知された後に、町役場に申請すると、平成28年1月以降、個人番号カードの交付を受けることができます。

個人番号カード（案）



個人番号カードは、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、カードのICチップに搭載された電子証明書を

用いて、e-TAX（国税電子申告・納税システム）をはじめとした各種電子申請が行えることや、お住まいの自治体の図書館利用証や印鑑登録証など各自治体が条例で定めるサービスにも使用できます。

なお、個人番号カードに搭載されるICチップには、券面に書かれている情報のほか、電子申請のための電子証明書は記録されますが、所得の情報や病気の履歴などの機微な個人情報は記録されません。そのため、個人番号カード1枚からすべての個人情報がかつてしまうことはありません。



マイナンバー制度、Q&A

内閣官房に寄せられた質問のQ&Aより抜粋しています。

Q1 マイナンバー（個人番号）とは、どのようなものですか？

A1 マイナンバー制度においては、住民票を有する全ての方に對して、1人1番号のマイナンバーを住所地の市町村長が指定します。原則として、一度指定されたマイナンバーは生涯変わりません。

Q2 メリットはなんですか？

A2 社会保障・税に係る行政手続きにおける添付書類の削減やマイ・ポータルのお知らせサービス等による国民の利便性の向上に加え、行政を効率化して人員や財源を国民サービスに振り向けられること、所得のより正確な捕捉によりきめ細やかな新しい社会保障制度が設計できる等の利点があります。

国の行政機関や地方公共団体などでは、社会保障、税、災害対策の分野で保有する個人情報とマイナンバーとを紐づけて効率的に情報の管理を行い、さらにマイナンバーを活用して、同一の方に関する個人情報や他の機関との間で迅速かつ確実にやり取り（情報連携）することができるようになります。

Q3 行政手続ではなく、レンタル店やスポーツクラブに入会する場合などにも個人番号カードを身分証明書として使って良いのですか？

A3 個人番号カードの券面には、氏名、住所、生年月日、性別（基本4情報）、顔写真が記載

また、他人のマイナンバーを利用した成りすましを防止するための厳正な本人確認の仕組み、マイナンバーを保有する機関の情報管理や情報連